

2020年4月10日

新型コロナウイルスの感染拡大防止と業務継続体制の確保

～全店舗で昼時間窓口休業を実施します～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、お客さまと行員の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでおります。

緊急事態宣言が発令され、千葉県および東京都が対象区域となったことを受け、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大防止と業務継続体制確保の観点から、2020年4月16日（木）より当面の間、全店で昼時間窓口休業を実施いたします。

なお、通常営業の再開時期などは、今後の状況を見極め適切に判断してまいります。最新の情報については当行ホームページをご覧ください。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象店舗

全店

ただし、既に昼時間窓口休業を実施している花見川支店・高根支店・大原支店・勝浦支店・西葛西支店を除きます

2. 窓口営業時間変更開始日

2020年4月16日（木）（終了日未定）

3. 変更後窓口営業時間

平日 9：00～11：30、12：30～15：00（昼休業時間 11：30～12：30）

※高根支店・大原支店は 9：00～12：00、13：00～15：00（昼休業時間 12：00～13：00）

4. その他

店舗内ATMは通常通り稼働しております。

店舗外ATMについては、施設の臨時休業等により一部営業休止や営業時間を変更している場合がございます。ご了承ください。

以 上